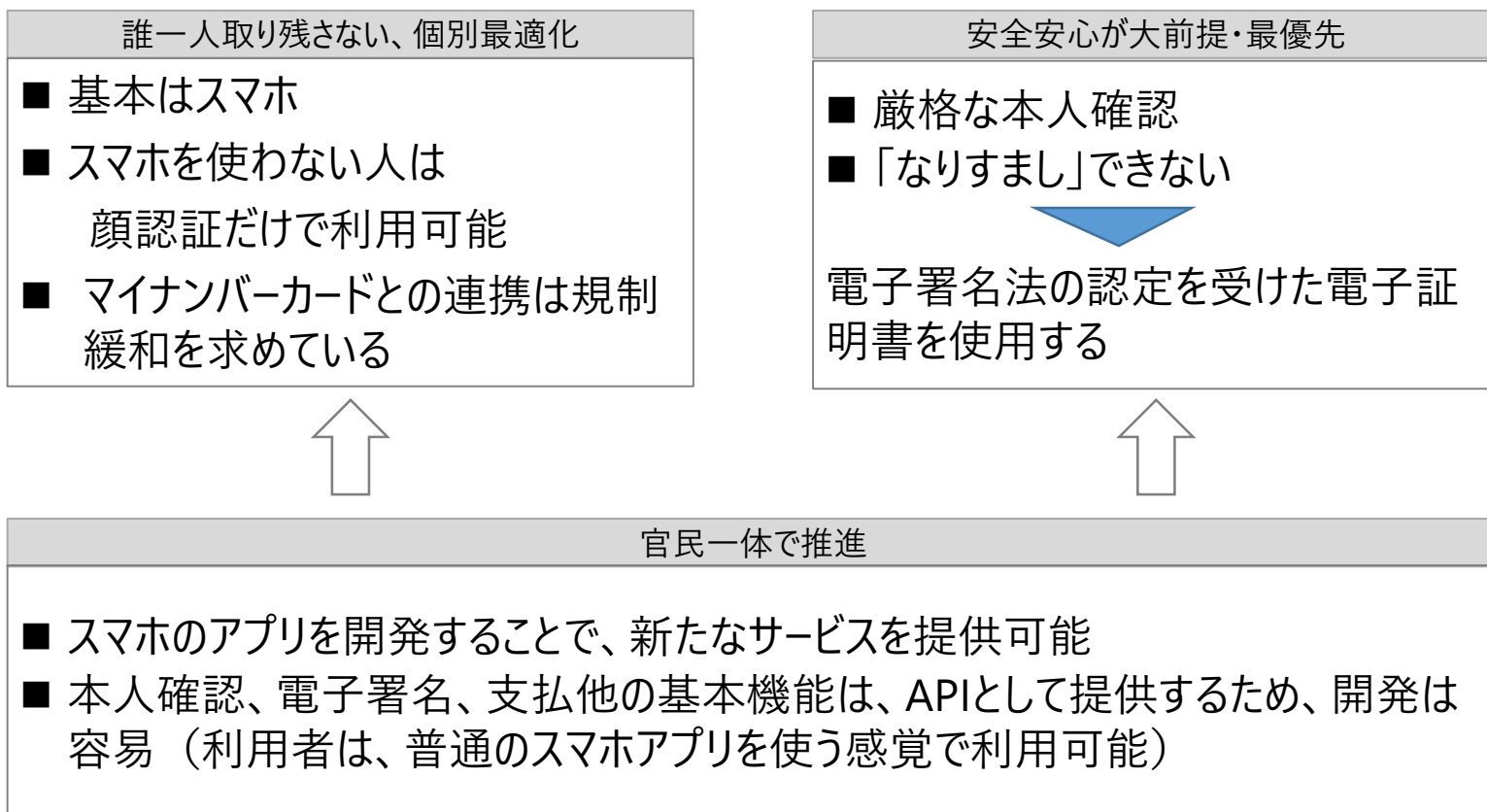


# まえばしIDの構想について

---

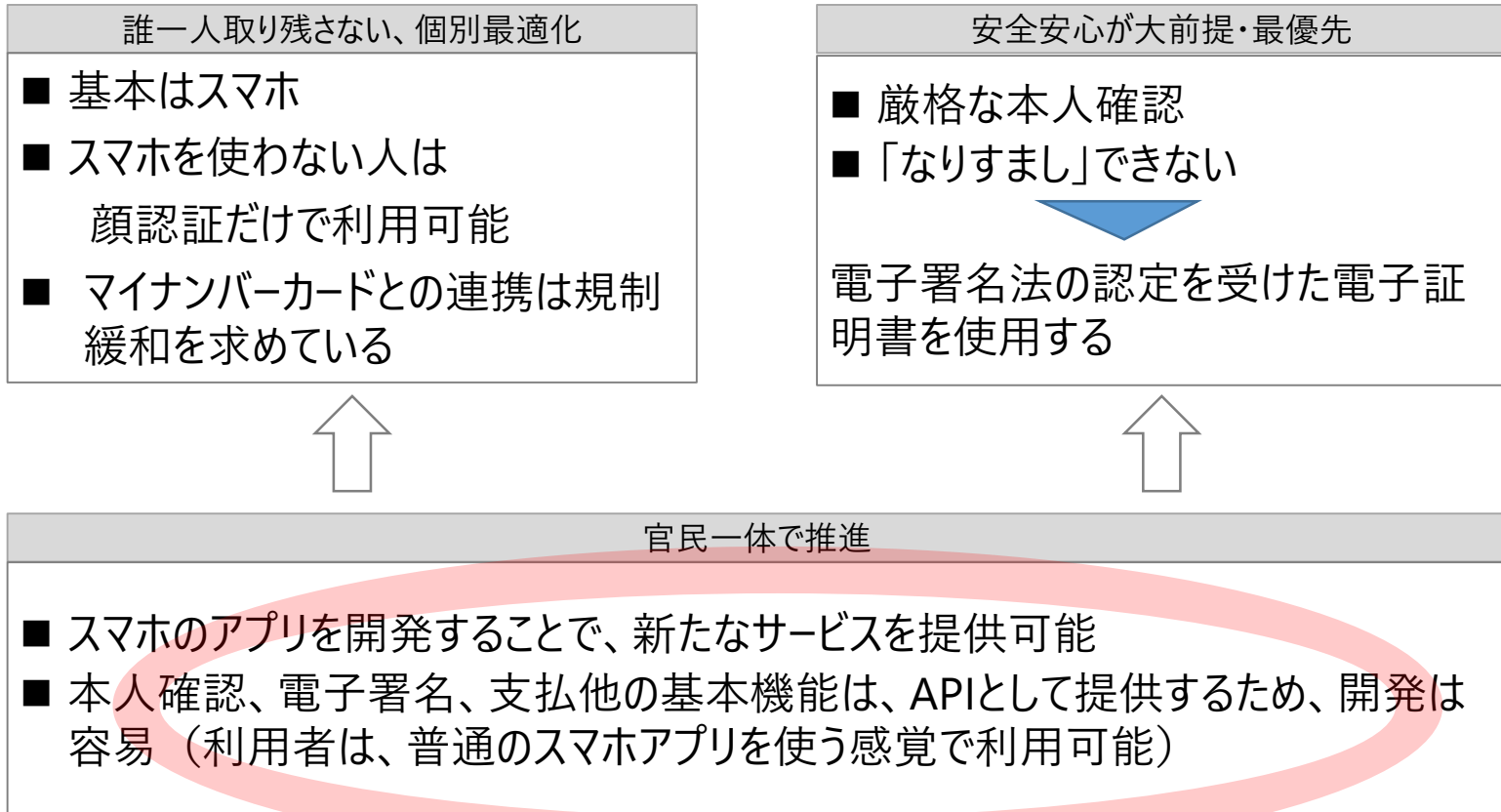
# まえばしID の概要

## 3つの方針を具現化



# まえばしID の概要

## 3つの方針を具現化

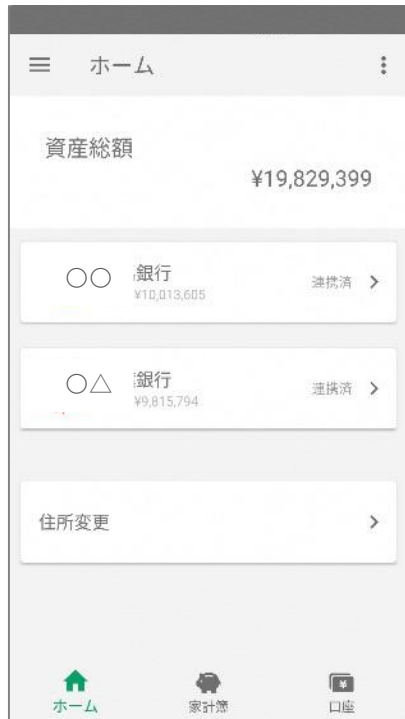


公募します！

# まえばしID の利用イメージ

銀行での振込例（画面は金融庁実証実験時のもの）

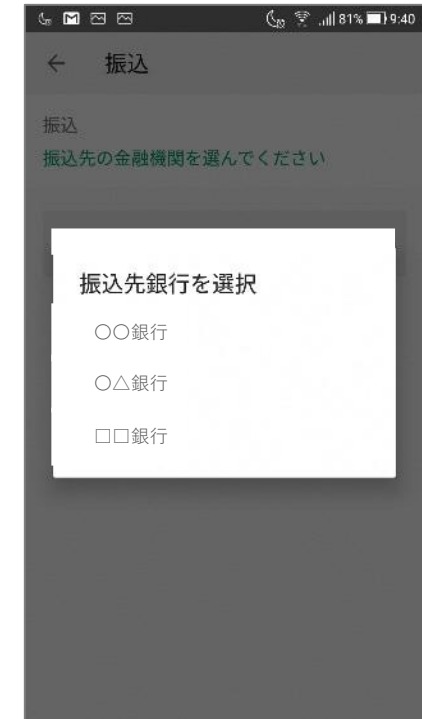
## ① 銀行を選択



## ② 振込を選択



## ③ 振込先銀行を選択



# まえばしID の利用イメージ

銀行での振込例（画面は金融庁実証実験時のもの）

## ④振込先支店の入力



← 振込

振込  
支店を選んでください

- 本店営業部
- 壺町支店
- 県庁支店
- 前橋東支店
- 大胡支店
- 駒形支店
- 前橋市役所出張所

次へ

## ⑤口座番号の入力



← 振込

振込  
受取人の口座を入力してください

普通    当座    貯蓄

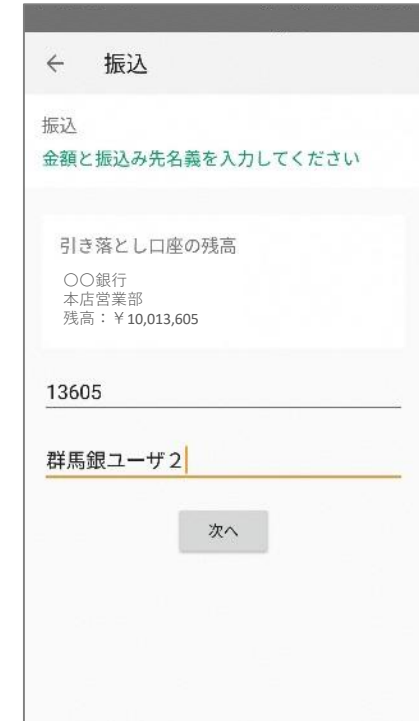
6562785

受取人を表示

受取人  
群馬銀ユーザ1

次へ

## ⑥金額と振込先名義を入力



← 振込

振込  
金額と振込み先名義を入力してください

引き落とし口座の残高

〇〇銀行  
本店営業部  
残高：¥10,013,605

13605

群馬銀ユーザ2

次へ

# まえばしID の利用イメージ

銀行での振込例（画面は金融庁実証実験時のもの）

⑦振込情報の確認



← 振込

振込  
振込内容の確認

本店営業部

口座  
普通0689541

受取人  
群馬銀ユーザ2

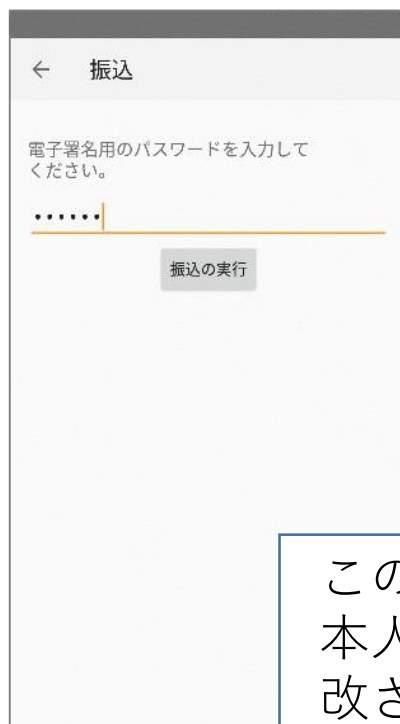
金額  
¥13,605

依頼人  
マエバシ タロウ1

電話番号  
08091778289

振込内容を確認

⑧電子署名用パスワードを入力し  
振込情報の電子署名を実行



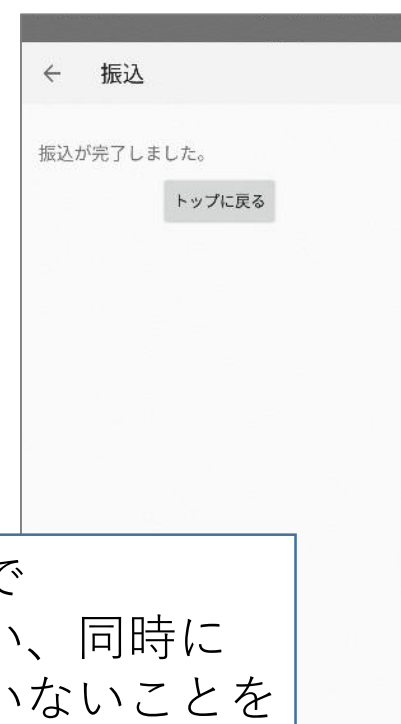
← 振込

電子署名用のパスワードを入力してください。

.....

振込の実行

⑨振込完了



← 振込

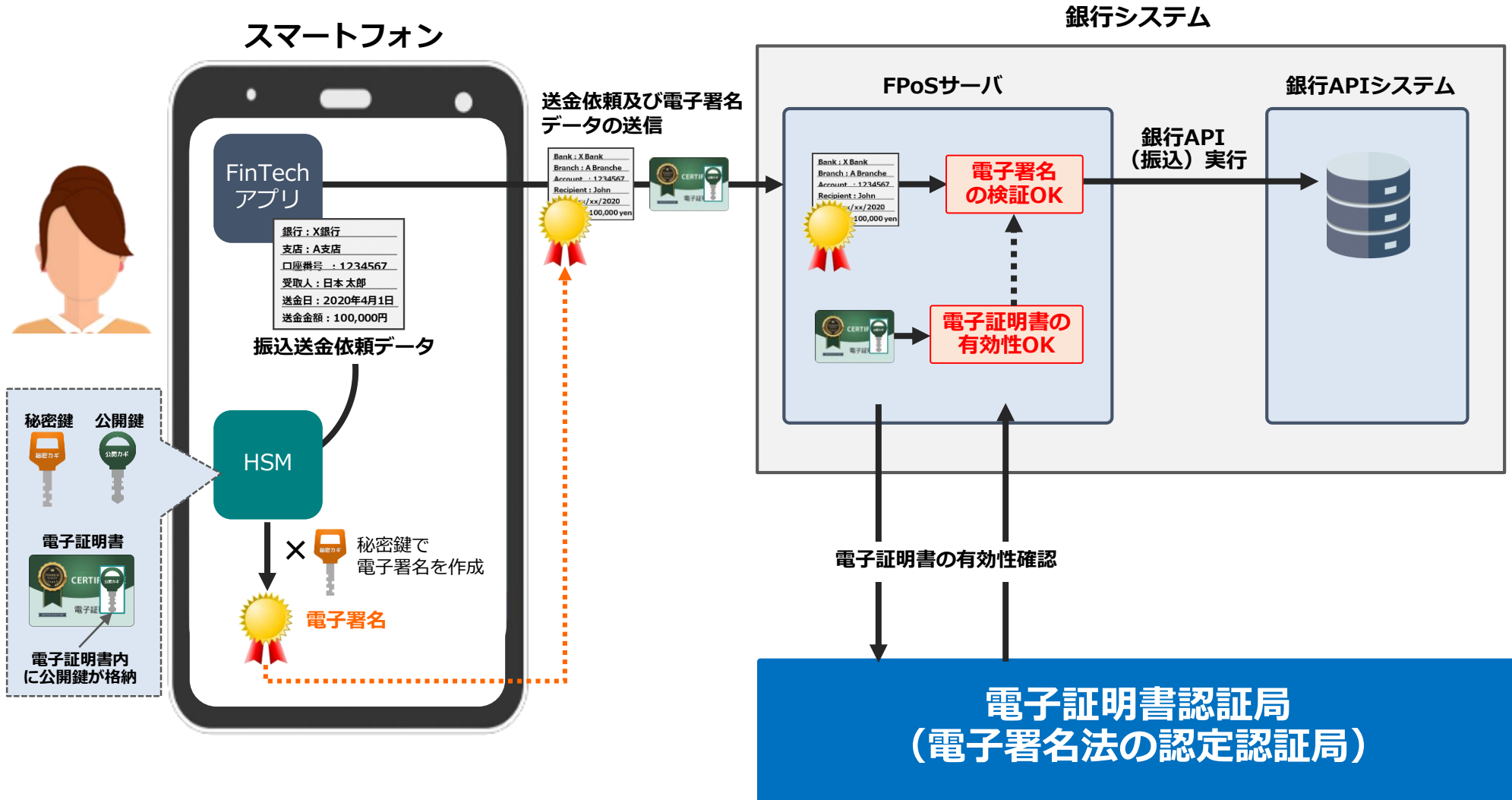
振込が完了しました。

トップに戻る

この間に裏側で  
本人確認を行い、同時に  
改ざんされていないことを  
確認

# まえばしID の利用イメージ

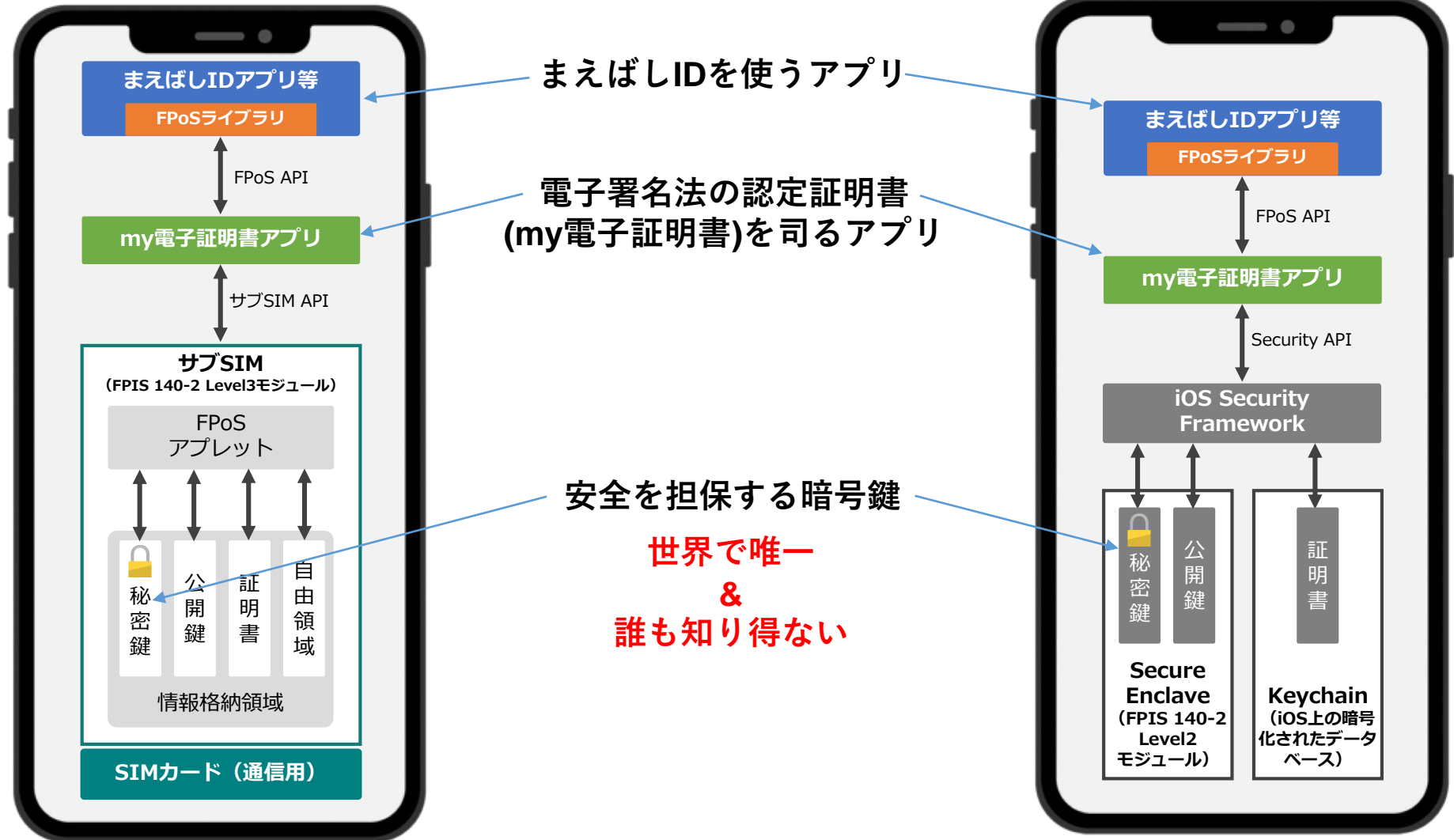
前頁の⑧・⑨の間で、以下の振込プロセスがバックグラウンドで処理されます



# まえばしID の技術概要

## Android端末でサブSIM利用

## iOS端末でSecure Enclave利用 (iPhone、iPad等)





## まえばしID が提供する主な機能

### ① 法律が求める本人確認を、利用者にとって最も簡単に提供可能

- 銀行振込の例においては、銀行振込の手続きそのものが犯罪収益移転防止法における本人確認となる
- 利用者の基本3情報（氏名、生年月日、住所）が本人申請と同一かを確認可能

### ② 本人の意思表示が、本人の意思であることを証明可能

- 例えば医療情報を他の病院に送信することを依頼する場合
- 個人情報の使用に関する許諾をする場合
- 新たなサービスをサインアップ（契約）する場合

利用者にとっては勿論、サービス提供者にとっても極めて重要

### ③ 本人の意思表示した事項をマネージできる機能

- 個人情報の使用に関する許諾を、どこに出しているか、ご存知ですか？
- 許諾した履歴の管理、及び許諾の取り消しを行う機能

これらを活かしたアイデアを募集します！

まえばしID が提供する主な機能

+

スマホが提供する機能

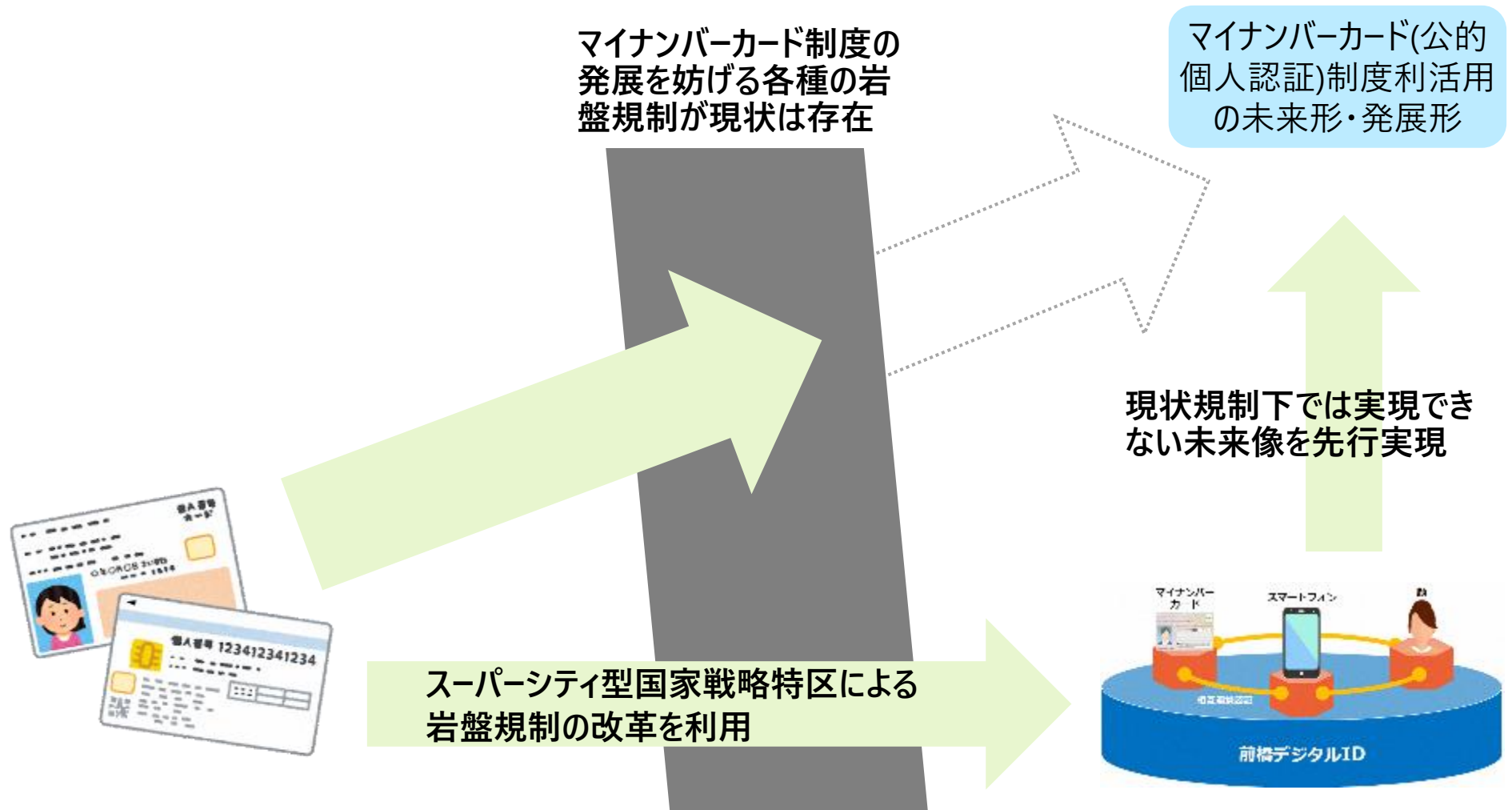
+

顔認証が提供する機能

参考：スーパーシティ提案書抜粋

---

まえばしID構想は、大胆な規制改革を通じて、マイナンバーカード(公的個人認証)制度利活用の未来形・発展形を先行実現するものです



# まえばしIDの概要

①.マイナンバーカード  
電子証明書

②.電子署名法認定電子証明書  
(スマホに発行するものとして全国初※1)

③.その他のデジタルID  
(LINE xID等)

イメージ



安全性と  
利便性

利便性

安全性

法令上の  
本人確認が求めら  
れる手続における  
利用可否※2

可能

可能

不可

まえばしIDは①と②の組合せ

## まえばしIDの意義を理解するための6つのポイント

1. 法的裏付けがありかつスマートフォンに搭載できる唯一のIDである
2. 法的裏付けがなく、厳格な行政手続では利用が認められないような他の民間IDとは全く異なる
3. すなわち、法的裏付けのあるただ二つの電子証明書の組み合わせに立脚している、全国で唯一のIDである
4. マイナンバーカード電子証明書の利便性に加え、電子署名法電子証明書ならではのフレキシブルさ(制約なく各種の民間サービスで利用が可能)を兼ね揃えている
5. 安全性と利便性を兼ね揃えている
6. 電子署名法電子証明書を用いる場合、基本4情報のやりとりがないため、匿名性を担保しながら本人確認を行うことができる

※1：電子署名法による認定申請を2021年1月に実施。提案日現在、認定を待っている段階→**2021年11月10日認可**

※2：住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する総務省令等の改正(2021.9)で明確化

### 「総務省情報通信技術活用省令」の改正

- 「総務省情報通信技術活用省令」の改正により、住民票の写し等の請求(オンライン行政手続)における「法律上正当に認められた電子的な本人確認・署名の方法」は下記の2つであることが改めて明確になった
  1. 公的個人認証法にもとづく電子署名
  2. 電子署名法にもとづく電子署名



### 「まえばしID構想」の適合性

- 当該改正により、まえばしID構想の下記の前提が改めて的確なものであると確認できた
  1. 電子署名法にもとづく電子署名と公的個人認証法にもとづく電子署名以外に、法律上正当に認められた電子的な本人確認・署名の方法は存在しない
  2. 電子署名法にもとづく電子署名と公的個人認証法にもとづく電子署名は、法律上正当に認められた電子的な本人確認・署名の方法という意味で同等の効果がある
  3. 従って、電子署名法にもとづく電子署名を公的個人認証法にもとづく電子署名とを併用することで、マイナンバーカードの有効性を活かしつつ、JPKIに由来する技術的な縛りがないことで可能となる追加的な付加価値をもった、未来型IDを構成することが可能になる

### 補足：改正の内容と影響

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 4条2項 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(注：公的個人認証法にもとづく電子署名 もしくは電子署名法にもとづく電子署名)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。  
 ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

↳ **新設規定：法第十一条第一項等の規定による請求又は申出を行う場合においては、当該ただし書の規定は、適用しない**

上述のただし書規定にもとづいた民間のスマホアプリIDを用いた住民票の写し等の請求の実務が存在していたが、省令に基づいた(すなわち法律上正当に認められた)方法ではないことが明確になった